

7-6 帳票要件\_滞納管理

※滞納管理では帳票数等を踏まえ独自の判定基準を設定。(2025年までの実装に“△”もしくは“×”と回答したベンダーが3社以上)

利用区分 内外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用版	期定簿録版 (財務)	用紙 (外部帳票)	用紙サイズ (外部帳票)	代替可否 (内部帳票)	備考	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
											2025までの 実法	オプション	滞納限定			
内部	1	充当決議書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	—	要確認					
外部	2	充当通知書	差押財産の換価時等に、充当先を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	3	充当通知書明細	充当先の期別、金額の内訳を記載する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
内部	4	配当計算書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	—	要確認					
外部	5	配当計算書(原本)※滞納者用	差押財産の換価時等に、配当先、配当金額等を示す際、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	6	配当計算書※権利者用	差押財産の換価時等に、配当先、配当金額等を示す際、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	7	債権者別紙	配当先の債権者のリスト		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						
外部	8	配当計算書付属書類	配当先ごとの内訳(税目や期別)を示す帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—	要確認					
内部	9	差押決議書兼差押通知決議書(不動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	—	要確認					
外部	10	差押書(不動産)※滞納者用	不動産を差し押える際、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					【事務局】レイアウト・諸元表訂_資料5_#2 本帳票に記載する想定であった「処分理由」について、帳票のスペース上、記載できないことが考えられるため、新規帳票「処分理由」を作成する。 また、要件の考え方・理由には以下を記載する。 (要件の考え方・理由) 自治体ごとに処分理由に記載する内容の粒度が異なり、帳票本文内に処分理由を印字可能な自治体もあり、そういった自治体は帳票本文内に印字することで代用する運用が可能であるため、実装しなくても良い帳票とする。 【確認】 一部帳票(主に滞納処分)には、教示文が記載される想定。その場合、教示文の編集機能は必要という理解がよい。
外部	11	差押通知書(不動産)※権利者用	不動産を差し押える際、権利者(生命保険会社等)に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	12	差押通知書(不動産)※交付要求29条執行機関用	強制競売の開始決定があった不動産を差し押える際、執行機関(裁判所)に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			
外部	13	差押通知書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			
内部	14	差押書(不動産)※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	—	—	代替不可	—						
内部	15	差押解除決議書兼差押解除通知決議書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	—	要確認					
外部	16	差押解除通知書(不動産)※滞納者用	不動産の差押を解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	17	差押解除通知書(不動産)※権利者用	不動産の差押を解除する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	18	差押解除通知書(不動産)※交付要求29条執行機関用	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第29条において、不動産の差押を解除する際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			
内部	19	差押決議書兼差押通知決議書(債権)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	—	要確認					
外部	20	差押調書(原本)(債権)※滞納者用	債権を差し押える際、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					No10と同様。
外部	21	差押通知書(債権)※権利者用	債権を差し押える際、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	22	債権差押通知書(債権)※第三債務者用	債権を差し押える際、第三債務者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	23	債権差押通知書(債権)※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			No13と同様。
外部	24	債権差押通知書(債権)※交付要求36条執行機関用	強制執行による差押があった債権を差し押えた際、執行機関(裁判所)に差押を通知する		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			
外部	25	債権差押通知書(債権)※交付要求36条執行機関用(返送)用	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条において、執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			No13と同様。
内部	26	差押調書(債権)※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	—	—	代替不可	—						No14と同様。
内部	27	(差押解除)差押解除決議書兼差押解除通知決議書(債権)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	—	要確認					
外部	28	差押解除通知書(債権)※滞納者用	債権の差押を解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	29	差押解除通知書(債権)※権利者用	債権の差押を解除する際に、権利者、差押機関等に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	30	差押解除通知書(債権)※第三債務者用	債権の差押を解除する際に、第三債務者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認					
外部	31	差押解除通知書(債権)※交付要求36条執行機関用	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条において、債権の差押を解除する際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	—	要確認		検討			
内部	32	差押決議書兼差押通知決議書(電話加入権)※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	—	—	代替不可	—						
外部	33	差押調書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権を差し押える際、滞納者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						
外部	34	差押調書(電話加入権)※権利者用	電話加入権を差し押える際、権利者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						
外部	35	差押調書(電話加入権)※NTT用	電話加入権を差し押える際、NTTに送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						
外部	36	差押調書(電話加入権)※NTT用返送用	NTTの到達確認の際、NTTが地方団体に返送する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						
内部	37	差押調書(電話加入権)※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	—	—	代替不可	—						
内部	38	(差押解除)差押解除決議書兼差押解除通知決議書(電話加入権)※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	—	—	代替不可	—						
外部	39	差押解除通知書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権の差押を解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						
外部	40	差押解除通知書(電話加入権)※権利者用	電話加入権の差押を解除する際に、権利者、差押機関等に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	—	—	—						

利用区分	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版(別紙)	用紙(外帳票)	用紙サイズ(外帳票)	代替用紙(内帳票)	備考	案件の考案方・理由	再検討フラグ		対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025までの実装	オープン/潜納限定			
外部	41	差押解除通知書(電話加入権)※MT用	電話加入権の差押を解除する際に、NTTに送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため					
内部	42	差押決議書差押通知決議書(無体財産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	43	差押調書(無体財産)※滞納者用	無体財産を差し押える際、滞納者に送付する帳票 帳票名称については、第三債務者がある場合は「差押調書」、第三債務者がない場合は「差押書」とする		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.10と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	44	差押通知書(無体財産)※権利者用	無体財産を差し押える際、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・件数は極めて少ないと考えられるため	要確認				
外部	45	差押通知書(無体財産)※第三債務者用	無体財産を差し押える際、第三債務者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	46	差押通知書(無体財産)※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認	検討	No13と同様。		
内部	47	差押調書(無体財産)※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可		—	要確認		No14と同様。		
内部	48	(差押解除)差押解除決議書差押解除通知決議書(無体財産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	49	差押解除通知書(無体財産)※滞納者用	無体財産を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	50	差押解除通知書(無体財産)※権利者用	無体財産を差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・件数は極めて少ないと考えられるため	要確認				
外部	51	差押解除通知書(無体財産)※第三債務者用	無体財産を差押解除する際に、第三債務者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
内部	52	差押決議書差押通知決議書(動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	53	差押調書(動産)※滞納者用	動産を差し押える際、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認			No10と同様。	
外部	54	差押通知書(動産)※権利者用	動産を差し押える際、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認				
外部	55	差押調書(動産)※立会人用1	動産を差し押える際、立会人に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—	No.56差押調書(動産)※立会人用2と、帳票内容は同一である No.55差押調書(動産)※立会人用1と、帳票内容は同一である	本帳票はNo.55と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	56	差押調書(動産)※立会人用2	動産を差し押える際、立会人に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		本帳票はNo.55と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認			【確認】 本帳票について、立会人用1をコピーする運用を行っており、現状実装していないベンダーがいます。本帳票案件の備考欄に「立会人用1をコピーする運用でも可とする。」と追記してよろしいでしょうか。	
内部	57	差押調書(動産)※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可		—	要確認		No14と同様。		
内部	58	(差押解除)差押解除決議書差押解除通知決議書(動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	59	差押解除通知書(動産)※滞納者用	動産を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	60	差押解除通知書(動産)※権利者用	動産を差押解除する際に、権利者、差押機関等に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
内部	61	差押決議書差押通知決議書(自動車)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	62	差押書(自動車)※滞納者用	自動車を差し押える際、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.10と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認			No61と同様。	
外部	63	差押通知書(自動車)※権利者用	自動車を差し押える際、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認			No61と同様。	
内部	64	差押書(自動車)※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可		—	要確認		No14と同様。		
内部	65	(差押解除)差押解除決議書差押解除通知決議書(自動車)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認		No61と同様。		
外部	66	差押解除通知書(自動車)※滞納者用	自動車を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認			No61と同様。	
外部	67	差押解除通知書(自動車)※権利者用	自動車を差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認			No61と同様。	
内部	68	差押調書(振替社債)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認	検討		①【確認】 振替社債の差押に関する帳票について、一律、複数ベンダーが現状対応できていない状況となっております。振替社債の差押に関する帳票について、一律、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してよろしいでしょうか。 ②【確認】 振替社債の差押に関する帳票について、債権差押機能にて代替え運用している等の理由で現状対応していないベンダーがいます。上記運用を認める旨を備考に追記してよろしいでしょうか。	
外部	69	差押調書(振替社債)※滞納者用	振替社債を差押する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.10と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No68と同様。		
外部	70	差押通知書(振替社債)※振替機関用	振替社債を差押する際に、振替機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No68と同様。		
外部	71	差押通知書(振替社債)※振替機関用返送用	振替社債を差押する際に、振替機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		「差押通知書(振替社債)※振替機関用」について、到着確認のため返送用の帳票を用意する必要があることから作成した。 本帳票はNo.46と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No13と同様。No68と同様。		
外部	72	差押通知書(振替社債)※発行機関用	振替社債を差押する際に、発行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No68と同様。		
外部	73	差押通知書(振替社債)※発行機関用返送用	振替社債を差押する際に、発行機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		「差押通知書(振替社債)※発行機関用」について、到着確認のため返送用の帳票を用意する必要があることから作成した。 本帳票はNo.46と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No13と同様。No68と同様。		
内部	74	差押調書(振替社債)※保管用	控えとして保管する帳票		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認	検討	No68と同様。		
内部	75	差押解除決議書(振替社債)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認	検討	No68と同様。		
外部	76	差押解除通知書(振替社債)※滞納者用	振替社債を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No68と同様。		
外部	77	差押解除通知書(振替社債)※振替機関用	振替社債を差押解除する際に、振替機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No68と同様。		
外部	78	差押解除通知書(振替社債)※発行機関用	振替社債を差押解除する際に、発行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No68と同様。		
内部	79	参加差押決議書差押通知決議書(不動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	80	参加差押通知書(不動産)※滞納者用	不動産を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認			No10と同様。	
外部	81	参加差押通知書(不動産)※権利者用	不動産を参加差押する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認				
外部	82	参加差押書(不動産)※執行機関用	不動産を参加差押する際に、執行機関(先行差押権者)に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.61と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	83	参加差押書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認			No13と同様。	
内部	84	参加差押調書(不動産)※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可		—	要確認		No14と同様。		
内部	85	参加差押解除決議書参加差押解除通知決議書(不動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		—	要確認				
外部	86	参加差押解除通知書(不動産)※滞納者用	不動産を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		—	要確認				
外部	87	参加差押解除通知書(不動産)※権利者用	不動産を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
外部	88	参加差押解除通知書(不動産)※執行機関用	不動産を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認				
内部	89	参加差押決議書差押通知決議書(電話加入権)※決裁用	決裁用の決議書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可		—	要確認				

利用区分	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版(仮称)	用紙(外帳票)	用紙サイズ(外帳票)	代替用紙(内帳票)	備考	案件の考え方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025までの実施	オープン	滞納限定			
外部	90	参加差押通知書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	91	参加差押通知書(電話加入権)※権利者用	電話加入権を参加差押する際に、権利者、差押権等に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	92	参加差押通知書(電話加入権)※MTI用	電話加入権を参加差押する際に、MTIに送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	93	参加差押通知書(電話加入権)※MT(返送)用	MTIの到達確認の際、MTIが地方団体に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	94	参加差押通知書(電話加入権)※執行機関用	電話加入権を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	95	参加差押通知書(電話加入権)※執行機関返送用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
内部	96	参加差押通知書(電話加入権)※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-			No14と同様。			
内部	97	(参加差押解除)参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(電話加入権)※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-						
外部	98	参加差押解除通知書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	99	参加差押解除通知書(電話加入権)※権利者用	電話加入権を参加差押解除する際に、権利者、差押権等に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	100	参加差押解除通知書(電話加入権)※MTI用	電話加入権を参加差押解除する際に、MTIに送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
外部	101	参加差押解除通知書(電話加入権)※執行機関用	電話加入権を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
内部	102	参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
外部	103	参加差押通知書(動産)※滞納者用	動産を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.80と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	104	参加差押通知書(動産)※権利者用	動産を参加差押する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	105	参加差押通知書(動産)※執行機関用	動産を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	106	参加差押通知書(動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.83と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No13と同様。			
内部	107	参加差押通知書(動産)※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-			No14と同様。			
内部	108	(参加差押解除)参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(動産)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
外部	109	参加差押解除通知書(動産)※滞納者用	動産を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	110	参加差押解除通知書(動産)※権利者用	動産を参加差押解除する際に、権利者、後発の差押権等に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	111	参加差押解除通知書(動産)※執行機関用	動産を参加差押解除する際に、強制執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
内部	112	参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(自動車)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
外部	113	参加差押通知書(自動車)※滞納者用	自動車を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.80と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No112と同様。			
外部	114	参加差押通知書(自動車)※権利者用	自動車を参加差押する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No112と同様。			
外部	115	参加差押通知書(自動車)※執行機関用	自動車を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No112と同様。			
外部	116	参加差押通知書(自動車)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.83と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No13と同様、No112と同様。			
内部	117	参加差押通知書(自動車)※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-			No14と同様。			
内部	118	(参加差押解除)参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(自動車)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
外部	119	参加差押解除通知書(自動車)※滞納者用	自動車を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No112と同様。			
外部	120	参加差押解除通知書(自動車)※権利者用	自動車を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No112と同様。			
外部	121	参加差押解除通知書(自動車)※執行機関用	自動車を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No112と同様。			
内部	122	交付要求決議書兼交付要求通知決議書※決裁用	決裁用の決議書 国徴収法第82条、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条の根拠法令を使い分けられること		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
外部	123	交付要求通知書※滞納者用	各種法律に基づき交付要求する際に、滞納者に送付する帳票 各種交付要求の根拠法令を使い分けられること		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		-				No10と同様。		
外部	124	交付要求通知書※権利者用	各種法律に基づき交付要求する際に、権利者に送付する帳票 各種交付要求の根拠法令を使い分けられること		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		-						
外部	125	交付要求書※執行機関用	各種法律に基づき、交付要求する際に、執行機関に送付する帳票 各種交付要求の根拠法令を使い分けられること		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.124と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	126	交付要求書※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送付する帳票 各種交付要求の根拠法令を使い分けられること		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		-			No13と同様。			
内部	127	交付要求解除決議書兼交付要求解除通知決議書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
外部	128	交付要求解除通知書※滞納者用	交付要求の解除の際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		-						①【確認】 諸元表・レアウトW_資料4_817 本帳票について、印字項目として、「差押解除日」を印字するべきという意見を受領しています。 「差押解除日」の印字要否については、以下2パターンのどちらかになると想定しております。どちらのパターンが正しいかご回答お願い致します。 また、下記2パターン以外の整理の場合はその内容をご教示願います。 1. 交付要求解除日が、執行機関が了承した日である →「差押解除日」は印字しない 2. 交付要求解除日が、自治体から執行機関に交付要求解除日を通知した日である →「差押解除日」を印字
外部	129	交付要求解除通知書※権利者用	交付要求の解除の際に、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.128と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	130	交付要求解除通知書※執行機関用	交付要求の解除の際に、執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票はNo.128と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
内部	131	(破産交付) 交付要求決議書兼交付要求通知決議書(財団債権)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						
内部	132	(破産交付) 交付要求決議書兼交付要求通知決議書(破産債権)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-						

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 (名称)	用紙 (外帳票)	用紙サイズ (外帳票)	代替頁 (内帳票)	備考	案件の考案方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見		
												2025までの 実装	オープン	滞納限定					
外部	133	交付要求通知書(財団債権)※滞納者用	破産交付要求を行う際、財団債権について滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、財団債権である。	要確認							
外部	134	交付要求書(財団債権)※破産管財人用	破産交付要求を行う際、財団債権について執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、財団債権である。	要確認							
外部	135	交付要求書(財団債権)※破産管財人(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		-	要確認		No13と同様。					
外部	136	交付要求通知書(破産債権)※滞納者用	破産交付要求を行う際、破産債権について滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、優先破産債権/安後的破産債権である。本帳票はNo.133と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認						【事務局】 諸元表・レイアウトWJ_資料4_#13 財団債権と破産債権では印字項目の違いがあるという理由で破産債権用の諸元表・レイアウトを作成することとなったため、要件の考え方・担当から「本帳票はNo.133と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。」という文言を削除する。	
外部	137	交付要求通知書(破産債権)※裁判所用	破産交付要求を行う際、破産債権について執行機関に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、優先破産債権/安後的破産債権である。本帳票はNo.134と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認						No136と同様。	
外部	138	交付要求通知書(破産債権)※裁判所(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に返送する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		「交付要求通知書(破産債権)※裁判所用」について、到着確認のため返送用の帳票を用意する必要があることから作成した。本帳票はNo.135と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認		No13と同様。				No136と同様。	
内部	139	(破産交付解除) 交付要求解除決議書兼交付要求解除通知決議書(破産管財人)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-	要確認	検討	No131と同様。					
外部	140	交付要求解除通知書(財団債権)※滞納者用	財団債権について、破産交付要求の解除をする際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、財団債権である。	要確認	検討					No128と同様。	
外部	141	交付要求解除通知書(財団債権)※破産管財人用	財団債権について、破産交付要求の解除をする際に、破産管財人に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、財団債権である。本帳票はNo.140と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認							
内部	142	(破産交付解除) 交付要求解除決議書兼交付要求解除通知決議書(裁判所)※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-	要確認							
外部	143	交付要求解除通知書(破産債権)※滞納者用	破産債権について、破産交付要求の解除をする際に、滞納者に送付する帳票 No.140の帳票と同一の帳票で出力できる形式もよい		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、優先破産債権/安後的破産債権である。本帳票はNo.140と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認						No128と同様。 No136と同様。	
外部	144	交付要求解除通知書(破産債権)※裁判所用	破産債権について、破産交付要求の解除をする際に、裁判所に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、根拠法令は同一だが、届け出される債権の種類は、優先破産債権/安後的破産債権である。本帳票はNo.140と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認							No136と同様。
外部	145	受理の回答依頼について	参加差押・交付要求する際に、先行する差押行より差押現状の回答を確認するための帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		-								
内部	146	債権現在額申立書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-	要確認							
外部	147	債権現在額申立書	差押権者や裁判所に對し、地方団体の債権現在額を申し立てる帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		-	要確認							
内部	148	差押債権の取立決議書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-	要確認	検討						【確認】 差押債権の取立に関する帳票について、現状対応していないベンダーがあります。本帳票について、過去の町にて、必須と回答いただいた構成員4団体があったため、「実装すべき帳票」としておりましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装しなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。
外部	149	差押債権の取立通知書	差押中の債権の取立権行使の際に第三債務者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		第三債務者に対し、差押中の債権について取立権行使の旨を通知する必要があることから作成した。	要確認	検討	No148と同様。					
内部	150	捜索図書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-	要確認							
外部	151	捜索図書※滞納者用	滞納者の自宅等を捜索する際に、滞納者に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認							
外部	152	捜索図書※立会人用1	滞納者の自宅等を捜索する際に、立会人に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	No.153捜索図書※立会人用2と、帳票内容は同一である	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認							
外部	153	捜索図書※立会人用2	滞納者の自宅等を捜索する際に、立会人に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	No.152捜索図書※立会人用1と、帳票内容は同一である	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認							【確認】 本帳票について、立会人用をコピーする運用を行っており、現状実装していないベンダーがあります。本帳票要件の備考欄に「立会人用」をコピーする運用でも可とする。」と追記してよろしいでしょうか。
外部	154	捜索図書※占有者用	滞納者の自宅等を捜索する際に、占有者に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討						①【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数あります。本帳票を「実装しなくても良い帳票」に修正してよろしいでしょうか。 ②【確認】 本帳票について、滞納者用をコピーする運用を行っており、現状実装していないベンダーがあります。本帳票要件の備考欄に「滞納者用」をコピーする運用でも可とする。」と追記してよろしいでしょうか。
内部	155	捜索図書※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-			No14と同様。					
内部	156	財産の引渡命令書(滞納者あて)※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-								
外部	157	財産の引渡命令書※滞納者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有するため、引渡しを命じるために、滞納者に手交する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・構成要素の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため								
内部	158	財産の引渡命令書(占有者あて)※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-								
外部	159	財産の引渡命令書※占有者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有するため、引渡しを命じるために、占有者に手交する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・構成要素の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため								
外部	160	財産の引渡命令書※58条	国税徴収法58条に基づき、占有者に対して引渡し命令を発令したことを、滞納者に手交する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・構成要素の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため								
内部	161	差押財産占有図書(自動車)※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-								
外部	162	占有図書(自動車)※滞納者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有する際に、滞納者に手交する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・構成要素の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため								

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通称	規定機軸数 (原簿)	用紙 (外帳帳票)	用紙サイズ (外帳帳票)	代替用紙 (内部帳票)	備考	案件の考九方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025年度 の実装	オンショ ン	滞納限定			
内部	163	取上調書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討				
外部	164	取上調書※滞納者用	債権証書、動産等の差押えに当たり、それらを徴税吏員が取り上げる際、滞納者に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No163と同様。			
外部	165	取上調書※権利者用	債権証書、動産等の差押えに当たり、それらを徴税吏員が取り上げる際、権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No163と同様。			
外部	166	取上調書※立会人用1	債権証書、動産等の差押えに当たり、それらを徴税吏員が取り上げる際、立会人に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	No.167取上調書※立会人用2と、帳票内容は同一である	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No163と同様。			
外部	167	取上調書※立会人用2	債権証書、動産等の差押えに当たり、それらを徴税吏員が取り上げる際、立会人に手交する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	No.166取上調書※立会人用1と、帳票内容は同一である	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No163と同様。 【確認】 本帳票について、立会人用をコピーする運用を行っており、現状実装していないペンダーがあります。本帳票要件の備考欄に「立会人用」をコピーする運用でも可とする。」と追記してよろしいでしょうか。			
内部	168	取上証書引渡決裁書(動産)※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可			要確認					
外部	169	取上証書引渡書	差押えた債権証書、動産等について、滞納者に引き渡す際に合わせて手交する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・構成要件の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため						
内部	170	取上調書(動産)※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可					No14と同様。			
内部	171	差押財産搬出調書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	172	差押財産搬出調書※滞納者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出したものに付いて、滞納者に引き渡すよう命令する際に滞納者に手交する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・構成要件の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため						
内部	173	差押財産搬出調書※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可					No14と同様。			
内部	174	捜索・搬出調書(動産)※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	175	捜索・搬出調書※滞納者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、滞納者に手交する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・構成要件の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため						
外部	176	捜索・搬出調書※権利者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、権利者に手交する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・構成要件の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため						
外部	177	捜索・搬出調書※占有者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、占有者に手交する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・構成要件の現行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため						
内部	178	捜索・搬出調書※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可					No14と同様。			
内部	179	公売公告意見積極額公告※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認					
内部	180	公売財産一覧表	公売財産の目録リスト		実装すべき	実装すべき	-	-	印刷代替用			要確認					
外部	181	公売公告意見積極額公告	公売情報を公告するために用いられる。また、見積価格を決定した場合、公告する際に用いられる		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
外部	182	公売公告(別紙)	入札に関する事項、売却決定に関する事項が記載された、公売条件等を示す帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		公売条件等、公売に係る文章が記載されれば良いので、印字項目を作成していない。	要確認					
外部	183	実保証	売却決定された公売財産の実保証		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定がされた場合、買受入から公売財産の受領証を提出いただくことで、その後のトラブルを回避するの必要となるため、作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって使用頻度に差があるため	要確認					
内部	184	公売通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	185	公売通知書※滞納者用	国税徴収法106条に基づき、公売公告がなされた場合に、滞納者に通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。						
内部	186	公売通知書実債権申立催告書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認					
外部	187	公売通知書実債権申立催告書※権利者用	公売通知と、公売財産への債権現在額申立催告書を権利者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	188	債権現在額申立催告決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	189	債権現在額申立催告書	地方団体が換価した財産を相当するに当たり、権利者から債権現在額申立を提出してもらうための催告書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由により実装してもしなくても良い帳票とした。 ・実務上、必ずしも発送する帳票ではない(地方団体によって使用に差がある)						
外部	190	債権現在額申立催告書(返送用)	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に返送する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由により実装してもしなくても良い帳票とした。 ・実務上、必ずしも発送する帳票ではない(地方団体によって使用に差がある)						
内部	191	債権現在額申立催告書※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可					No14と同様。			
外部	192	最高債申立者の決定※公告用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、公告する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	193	最高債申立者の決定※滞納者用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、滞納者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	194	最高債申立者の決定※権利者用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	195	最高債申立者の決定等の公告※決裁用	決裁用の決裁書	最高債申立者の決定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	196	最高債申立者の決定※最高債申立者用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、最高債申立者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	197	次順位買受申込者の決定※公告用	国税徴収法106条に基づき、最高債申立者の次点となる申込者が決定した場合、公告する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	198	次順位買受申込者の決定※滞納者用	国税徴収法106条に基づき、最高債申立者の次点となる申込者が決定した場合、滞納者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	199	次順位買受申込者の決定※権利者用	国税徴収法106条に基づき、最高債申立者の次点となる申込者が決定した場合、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	200	次順位買受申込者の決定等の公告※決裁用	決裁用の決裁書	次順位買受申込者の決定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 (受領)	用紙 (外装帳票)	用紙サイズ (外装帳票)	代替用紙 (内部帳票)	備考	案件の発元・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025までの 実装	オプション	滞納限定			
外部	201	次順位買受申込者の決定※次順位申込者用	国税徴収法106条に基づき、最高債申込者の次点となる申込者が決定した場合、最高債申込者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	202	売却決定通知書※決裁用	決裁用の決裁書	売却決定通知	実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	203	売却決定通知書※第三債務者等用	国税徴収法118条に基づき、買受人がその買受代金を納付したときに、第三債務者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	204	売却決定取消通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	205	売却決定取消通知書※買受人	国税徴収法117条に基づき、買受代金の納付前に完納が確認された場合、買受人に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	206	最高債申込者決定の取消通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	207	最高債申込者決定の取消通知書※滞納者用	国税徴収法基本通達117条等、最高債申込者決定を取り消す際に、滞納者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、最高債申込者決定が取り消された場合も、利害関係者である権利者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	208	最高債申込者決定の取消通知書※権利者用	国税徴収法基本通達117条等、最高債申込者決定を取り消す際に、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、最高債申込者決定が取り消された場合も、利害関係者である権利者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	209	最高債申込者決定の取消通知書※最高債申込者用	国税徴収法基本通達117条等、最高債申込者決定を取り消す際に、最高債申込者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、最高債申込者決定が取り消された場合も、利害関係者である最高債申込者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	210	次順位買受申込者決定の取消通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	211	次順位申込者決定の取消通知書※滞納者用	国税徴収法基本通達117条等、次順位申込者決定を取り消す際に、滞納者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、次順位買受申込者決定が取り消された場合も、利害関係者である滞納者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	212	次順位申込者決定の取消通知書※権利者用	国税徴収法基本通達117条等、次順位申込者決定を取り消す際に、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、次順位買受申込者決定が取り消された場合も、利害関係者である権利者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	213	次順位申込者決定の取消通知書※次順位申込者用	国税徴収法基本通達117条等、次順位申込者決定を取り消す際に、次順位申込者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、次順位買受申込者決定が取り消された場合も、利害関係者である次順位買受申込者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	214	公売中止通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	215	公売中止通知書※滞納者用	公売手続き途中で、公売を中止する際に、滞納者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	216	公売中止通知書※権利者用	公売手続き途中で、公売を中止する際に、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	217	延滞金減免申請書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	218	延滞金減免申請書	延滞金減免の申請書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
外部	219	延滞金減免決定通知書	延滞金減免申請に対し、減免決定/却下を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	本帳票は、決定通知/非決定通知を兼ねる	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
外部	220	徴収猶予申請書	徴収猶予を地方団体に申請する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
外部	221	徴収猶予期間延長申請書	徴収猶予期間延長を地方団体に申請する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	222	徴収猶予の許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	223	徴収猶予の許可通知書	徴収猶予の申請に対し、許可決定を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	224	徴収猶予取消通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	225	徴収猶予取消通知書	徴収猶予の取消をする際に、送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	226	徴収猶予の不許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	227	徴収猶予の不許可通知書	徴収猶予の申請に対し、不許可決定を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	228	徴収猶予の期間延長許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	229	徴収猶予の期間延長許可通知書	徴収猶予期間延長申請に対し、許可決定を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	230	徴収猶予の期間延長不許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	231	徴収猶予の期間延長不許可通知書	徴収猶予期間延長申請に対し、不許可決定を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	232	非明要求決裁書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可								
外部	233	非明要求書	徴収猶予取消の際、滞納者に非明を要求する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	234	徴収猶予における差押解除申請書	徴収猶予において、差押解除を地方団体に申請する際に必要となる帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって使用頻度に差があるため						
外部	235	徴収猶予申請等の修正要求通知書	徴収猶予申請書及びその添付書類に不備等があった場合に通知する		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-								
内部	236	職権による換価猶予通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	237	職権による換価猶予通知書	職権による換価猶予を許可する際の通知書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	238	職権による換価猶予取消通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	239	職権による換価猶予取消通知書	職権による換価猶予を取消する際の通知書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	240	職権による換価猶予期間延長通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可				要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数あります。本帳票については、過去の町にて、必須と回答いただいた構成員と不整合と回答いただいた構成員の数は同じであったものの、No229「徴収猶予の期間延長許可通知書」が「実装すべき帳票」となったことを踏まえて、「実装すべき帳票」と定義づけられておりましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		
外部	241	職権による換価猶予期間延長通知書	職権による換価猶予の期間延長の通知書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No240と同様。			
外部	242	申請による換価猶予申請書	換価猶予の申請書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
外部	243	申請による換価猶予期間延長申請書	換価猶予の延長申請書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	244	申請による換価猶予の許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	245	申請による換価猶予の許可通知書	申請による換価猶予を許可する際の通知書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	運用態	帳票機能 （名称）	用紙 （外帳票）	用紙サイズ （外帳票）	代替用紙 （内帳票）	備考	案件の考案・理由	再検討フラグ		対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025までの 実装	オプション / 滞納限定			
内部	246	申請による換価物取消通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認				
外部	247	申請による換価物取消通知書	申請による換価物取消する際の通知書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認				
内部	248	申請による換価物取消の許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認				
外部	249	申請による換価物取消の許可通知書	申請による換価物取消に対し、不許可決定を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認				
内部	250	申請による換価物取消の期間延長許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数あります。本帳票については、過去の訂正にて、No229「換価物取消の期間延長許可通知書」が「実装すべき帳票」となったことを踏まえて、「実装すべき帳票」と定義づけられておりましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		
外部	251	申請による換価物取消の期間延長許可通知書	申請による換価物取消の期間延長を許可する際の通知書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認		No250と同様。		
内部	252	申請による換価物取消の期間延長不許可通知書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数あります。本帳票については、過去の訂正にて、No231「換価物取消の期間延長不許可通知書」が「実装すべき帳票」となったことを踏まえて、「実装すべき帳票」と定義づけられておりましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		
外部	253	申請による換価物取消の期間延長不許可通知書	申請による換価物取消の期間延長に対し、不許可決定を通知する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No252と同様。		
外部	254	申請による換価物取消の差押解除申請書	申請による換価物取消の差押解除を地方団体に申請する際に必要となる帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体によって使用頻度に差があるため					
外部	255	申請による換価物取消の修正要求通知書	申請による換価物取消申請書及びその添付書類に不備等があった場合に通知する		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体によって使用頻度に差があるため					
外部	256	換予における納付計画書	換予の際の分別納付の計画書	各種換予の帳票発行後、分別納付計画を策定した場合	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		各種換予における、分別納付の具体的な計画書を、滞納者に提供するため作成した。本帳票は、No.437「納付計画書」と同様の印字項目、レイアウトを想定している。	要確認	検討			
外部	257	換予における納付計画明細書	換予の際の分別納付計画明細書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—		各種換予における、分別納付の具体的な計画書の詳細な明細書を、滞納者に提供するため作成した。本帳票は、No.438「納付計画明細書」と同様の印字項目、レイアウトを想定している。	要確認	検討			
内部	258	滞納処分の停止決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認	検討			
内部	259	滞納処分停止調査	執行停止を行うにあたり、停止理由や実態調査、財産調査の結果をまとめた帳票		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認				
外部	260	滞納処分の停止通知書	執行停止をした際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認				
外部	261	滞納処分の停止通知書※即時欠損	執行停止即時欠損をした際に、滞納者に通知する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	262	滞納処分の停止取消決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認				
外部	263	滞納処分の停止取消通知書	執行停止の解除をする際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	—	—		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認				
内部	264	競売執行決定決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認	検討			
内部	265	（担保権実行）続行決定通知書※保管用	控えとして保管する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認		No14と同様。		
外部	266	競売執行決定通知書	競売執行が決定した場合、滞納法第9条、12条において準用する国税徴収法第81条に基づき、権利者等に送付する帳票 競売執行決定の根拠法令を併記分けられること		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—			要確認	検討			
内部	267	競売開始決定通知書兼意見書について（回答）※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可			要確認				
外部	268	意見書に対する回答	裁判所の意見書に対して回答する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	—			要確認				
内部	269	換価執行決定に関する意見書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認				
外部	270	換価執行決定に関する意見書（執行機関用）	先行差押権者に対し、換価執行の意思を確認する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		催告をしても換価されない場合、執行機関の同意を得て換価執行決定を行う必要があるため、作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
外部	271	換価執行に関する意見	換価執行決定に関する意見書に対する回答書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		「換価執行決定に関する意見書（執行機関用）」について、回答を収受するため、回答用の帳票を用意する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	272	参加差押財産換価報告決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認				
外部	273	参加差押財産換価報告書	参加差押した財産について、先行差押権者に換価を催告する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		参加差押した差押財産が相当期間内に換価に付されない時は、換価の催告を執行機関に行う必要があるため作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	274	差押債権支払催告決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認				
外部	275	差押債権支払催告書※第三債務者等用	差押財産の徴収に応じない第三債務者等に、債権の支払を催告する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		給与などの差押債権の支払いについて対応しない第三債務者等が考えられる。債権の支払いを催告する必要があるため作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	276	換価催告について（回答）※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認				
外部	277	換価催告について（回答）	差押財産換価報告書に対する回答書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		「参加差押財産換価報告書」について、回答を収受するため、回答用の帳票を用意する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	278	換価執行決定決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認				
外部	279	換価執行決定告知書※執行機関用	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、執行機関（先行差押権者）に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		「換価執行決定告知書※執行機関用」について、回答を収受するため、回答用の帳票を用意する必要があることから作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
外部	280	換価執行決定通知書（副本）（執行機関送用）	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送達する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
外部	281	換価執行決定通知書※滞納者用	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、滞納者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
外部	282	換価執行決定通知書※権利者用	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、権利者に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	283	換価執行決定取消決議書※決裁用	決裁用の決裁書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	—	—	代替不可			要確認				
外部	284	換価執行決定取消通知書（執行機関用）	参加差押をした地方団体が換価を取消する際に、執行機関（先行差押権者）に送付する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	—	—		以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 (仮称)	用紙 (外帳票)	用紙サイズ (外帳票)	代替頁 (内帳票)	備考	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
											2025までの 実装	オープン	滞納限定			
外部	285	換価執行決定取消通知書(滞納者用)	参加差押をした地方団体が換価の取消しをする際に、滞納者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
外部	286	換価執行決定取消通知書(権利者用)	参加差押をした地方団体が換価の取消しをする際に、権利者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	287	換価執行決定取消決議書兼公売手続の続行通知書※決裁用	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-					
外部	288	換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書(滞納者用)	参加差押をした地方団体が換価を取り消し、公売を続行する際に、滞納者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		換価執行決定取消の際、滞納者に対して通知する必要がある。事情があって取り消したものの、公売自体は続行する場合も考えられることから、「換価執行決定取消通知書(滞納者用)」とは別帳票として作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
外部	289	換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書(権利者用)	参加差押をした地方団体が換価を取り消し、公売を続行する際に、権利者に送付する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		換価執行決定取消の際、滞納者に対して通知する必要がある。事情があって取り消したものの、公売自体は続行する場合も考えられることから、「換価執行決定取消通知書(権利者用)」とは別帳票として作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため					
内部	290	納付(納入)受託証明書(決裁)	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-					
外部	291	納付(納入)受託証明書	納付受託による分割納付を受け付ける際に用いられる		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		分割納付を有価証券をもとに行う際、有価証券の受託を証明する際に必要となるため作成した。 印字項目については、地方税法施行規則第1号の2様式で定義されるレイアウトをもとに、各項目の帳票を定義しているため、印字項目を作成していない。	要確認				
外部	292	納付受託明細	納付受託証書に記載の、納付受託対象の税目等情報を記載する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		「納付(納入)受託証明書」について、いつ、どの税目に、いくら充当されるかを示す必要があるため作成した。 印字項目については、地方税法施行規則第1号の2様式で定義されるレイアウトをもとに、各項目の帳票を定義しているため、印字項目を作成していない。	要確認	検討			
内部	293	納付(納入)受託証書添付※保管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-					
内部	294	納付(納入)受託証券取消決定書※決裁用	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-					
内部	295	納付受託取消明細	納付受託証書に記載の、納付受託対象の税目等情報を記載する帳票		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-					
内部	296	納付受託証券取立依頼簿	納付受託による取立について、証券種類、記号番号、券面金額、支払場所等を記載し一覧化したリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可		-					
内部	297	金券受託整理簿	納付受託で受託した証券を一覧化した整理簿		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可		-					
内部	298	金融機関の預貯金等の調査証(伺い)	決裁用の決議書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可		-					
外部	299	金融機関の預貯金等の調査証	金融機関に差押等で臨場した際、調査権を証明する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		金融機関に照会を臨場する際、調査権を金融機関に対して提示する必要があるため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・徴収吏員証で運用する地方団体もあるため					
外部	300	金融取引等の調査証	金融機関に差押等で臨場した際、複数の照会を一括で行うための帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		金融機関に一括照会するために臨場する際、調査権を金融機関に対して提示する必要があるため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・徴収吏員証で運用する地方団体もあるため					
内部	301	預貯金等の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可	全国地方税務協議会作成の金融機関照会様式を想定	-	要確認				
外部	302	預貯金等の調査について(照会、回答)	滞納者の預貯金等を調査する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		口座の種類、口座番号、口座の入出金の履歴などの調査に必要となるため作成した。 預貯金は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。 印字項目は、全国地方税務協議会の作成する様式とするため、印字項目を作成していない。 ※印字項目については、全国地方税務協議会の様式に一部修正を加える想定であり、現在調整中である。 なお、全国地方税務協議会の統一様式を準用するため、文書の編纂はできないこととする。					
内部	303	照会文書決裁書 預貯金等(一覧伺い)	決裁用の決議書	滞納者抽出結果	実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-					
外部	304	預貯金等の調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者の預貯金等を調査する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		「預貯金等の調査について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要となるため作成した。 照会項目は「預貯金等の調査について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。					
内部	305	生命保険契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可	全国地方税務協議会作成の保険契約照会様式を想定	-	要確認				
外部	306	生命保険契約について(照会、回答)	滞納者の生命保険契約を調査する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		生命保険番号、解約返戻金額、満期日等の調査に必要となるため作成した。 生命保険は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。 印字項目は、全国地方税務協議会の作成する様式とするため、印字項目を作成していない。 なお、全国地方税務協議会の統一様式を準用するため、文書の編纂はできないこととする。					
内部	307	照会文書決裁書 生命保険(一覧伺い)	決裁用の決議書	滞納者抽出結果	実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-					
外部	308	生命保険契約について(一括照会、回答)	複数の滞納者の生命保険契約を調査する帳票対象者名簿、照会文、回答書の3帳票を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる照会文と同様の回答を得られること。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		「生命保険契約について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要となるため作成した。 照会項目は「生命保険契約について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。 全国地方税務協議会の様式があるため、印字項目を作成していない。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	要確認				
内部	309	損害保険契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可	全国地方税務協議会作成の保険契約照会様式を想定	-	要確認				
外部	310	損害保険契約について(照会、回答)	滞納者の損害保険契約を調査する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		損害保険番号、解約返戻金額、満期日等の調査に必要となるため作成した。 損害保険は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。 印字項目は、全国地方税務協議会の作成する様式とするため、印字項目を作成していない。 なお、全国地方税務協議会の統一様式を準用するため、文書の編纂はできないこととする。					



利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 (印刷)	用紙 (外帳帳票)	用紙サイズ (外帳帳票)	代替頁 (内帳帳票)	備考	案件の考案・理由	再設計フラグ			対応方針	その他意見対応方針	〇市意見
												2025までの 実装	オプション	滞納限定			
内部	311	照会文書決裁書 損害保険 (一覧用)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 損害保険の一括照会。回答に関する帳票について、現状対応していないペンダーが複数あります。本帳票については、過去の町にて、No304「損害金等の調査について(一括照会、回答)」の方針と合わせて「実装すべき帳票」としてありますが、ペンダーの対応状況を踏まえ「実装してもしなくとも良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	312	損害保険契約について(一括照会、回答)	複数の滞納者の損害保険契約を調査する帳票対象者名簿、照会文、回答書の3帳票を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる照会文と同様の回答を得られること。	滞納者抽出結果	実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		「損害保険契約について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要なため作成した。照会項目は「損害保険契約について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	No311と同様。			
内部	313	電気料金支払い状況の調査について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	314	電気料金支払い状況の調査について(照会、回答)	滞納者の電気料金を調査するため、電力会社に照会する帳票		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		管轄の電力会社に対し、電気料金の支払い口座等の調査に必要なため作成した。以下の理由で実装してもしなくとも良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	315	照会文書決裁書 電気料金 (一覧用)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	316	電気料金支払い状況の調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者の電気料金を調査するため、電力会社に照会する帳票帳票概要に、対象者名簿、照会文、回答書の3帳票を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる照会文と同様の回答を得られること。	滞納者抽出結果	実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		「電気料金支払い状況の調査について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要なため作成した。照会項目は「電気料金支払い状況の調査について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。						
内部	317	水道料金支払い状況の調査について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	318	水道料金支払い状況の調査について(照会、回答)	滞納者の水道料金を調査するため、地方団体に照会する帳票		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		管轄の水道企業体に対し、水道料金の支払い口座等の調査に必要なため作成した。以下の理由で実装してもしなくとも良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	319	照会文書決裁書 水道料金 (一覧用)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	320	水道料金支払い状況の調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者の水道料金を調査するため、地方団体に照会する帳票帳票概要に、対象者名簿、照会文、回答書の3帳票を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる照会文と同様の回答を得られること。	滞納者抽出結果	実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		「水道料金支払い状況の調査について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要なため作成した。照会項目は「水道料金支払い状況の調査について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。						
内部	321	ガス会社への調査について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	322	ガス会社への調査について(照会、回答)	滞納者のガス料金を調査するため、ガス会社に照会する帳票		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		管轄のガス会社に対し、ガス料金の支払い口座等の調査に必要なため作成した。以下の理由で実装してもしなくとも良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	323	照会文書決裁書 ガス会社 (一覧用)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	324	ガス会社への調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者のガス料金を調査するため、ガス会社に照会する帳票帳票概要に、対象者名簿、照会文、回答書の3帳票を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる照会文と同様の回答を得られること。	滞納者抽出結果	実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		「ガス会社への調査について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要なため作成した。照会項目は「ガス会社への調査について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。						
内部	325	携帯電話契約について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないペンダーが複数あります。また、帳票の使用頻度が低いこと、各通信会社から様式が公表されていることから、本帳票を「実装してもしなくとも良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	326	携帯電話契約について(照会、回答)	滞納者の携帯電話契約について調査するため、携帯電話会社に照会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		携帯電話事業者に対し、支払口座等の調査に必要なため作成した。現在事務用にて、携帯電話契約の照会様式の整備中であり、印字項目、レイアウトについては、後ほどの展開となる。(印字項目は作成していない)	要確認	検討	No325と同様。			
内部	327	照会文書決裁書 携帯電話 (一覧用)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 携帯電話の一括照会。回答に関する帳票について、現状対応していないペンダーが複数あります。本帳票については、過去の町にて、No304「損害金等の調査について(一括照会、回答)」の方針と合わせて「実装すべき帳票」としてありますが、ペンダーの対応状況を踏まえ「実装してもしなくとも良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	328	携帯電話契約について(一括照会、回答)	複数の滞納者の携帯電話契約について調査するため、携帯電話会社に照会する帳票帳票概要に、対象者名簿、照会文、回答書の3帳票を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる照会文と同様の回答を得られること。	滞納者抽出結果	実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		「携帯電話契約について(照会、回答)」を一括で照会する場合に必要なため作成した。照会項目は「携帯電話契約について(照会、回答)」と同一だが、照会の対象となる滞納者を「対象者名簿」で示し、かがみ文を本帳票で示す構成。印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	No327と同様。			
内部	329	証券取引に関する調査について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可	全国地方税務協議会作成の様式を想定		要確認					
外部	330	証券取引に関する調査について(照会、回答)	滞納者の証券取引を調査する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	全国地方税務協議会作成の様式を想定	証券は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。印字項目は、全国地方税務協議会の作成する様式とするため、印字項目を作成していない。なお、全国地方税務協議会の統一様式を準用するため、文言の編集はできないこととする。	要確認					
内部	331	給与等の調査について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可	全国地方税務協議会作成の給与等照会様式を想定		要確認					
外部	332	給与等の調査について(照会、回答)	滞納者の給与、賞与、退職金等を調査する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	全国地方税務協議会作成の給与等照会様式を想定	給与、各種控除、住民票上把握できない世帯関連者等の調査に必要なため作成した。給与は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。印字項目は、全国地方税務協議会の作成する様式とするため、印字項目を作成していない。なお、全国地方税務協議会の統一様式を準用するため、文言の編集はできないこととする。						
外部	333	クレジット加盟店等の調査について(照会、回答)	法人のクレジット加盟店契約について、クレジット会社に照会する帳票		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		クレジット会社に対し、滞納者(法人等)がクレジット加盟店契約をしている場合、クレジット会社から支払われる金額の調査に必要なため、作成した。以下の理由で実装してもしなくとも良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	334	クレジット契約の取引履歴について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	-	-	代替不可								
外部	335	クレジット契約の取引履歴について(照会、回答)	クレジットカードの使用状況を調査するため、クレジット会社に照会する帳票		実装してもしなくとも良い	実装してもしなくとも良い	汎用紙	-	-		クレジット会社に対し、滞納者がクレジット契約をしている場合、支払い口座、契約名義等の調査に必要なため、作成した。以下の理由で実装してもしなくとも良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	要確認					
内部	336	年金債権等について(照会、伺い)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用態	期定債権数 (登録)	用紙 (外帳帳票)	用紙サイズ (外帳帳票)	代替言語 (内部帳票)	備考	案件の考案方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025までの 実装	オープン ン	滞納限定			
外部	337	年金債権等について(照会、回答)	年金の受給状況、振り込み方法等について調査するため、年金債権に照会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		日本年金機構に対し、滞納者が年金受給者の場合、年金債権から支払われる年金の金額、振込先口座等の調査に必要なため、作成した。 年金は給与と同様、滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。						
内部	338	戸籍・住民票などの交付について(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	339	戸籍・住民票などの交付について	他地方団体宛ての戸籍・住民票などの交付申請書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		他地方団体に対し、戸籍、戸籍の附票、住民票、住民票除票等を請求するために必要があることから作成した。 相続人調査、世帯関連者調査、現在の住所の調査等、多くの使途が考えられるため、必須とした。						
内部	340	担保債権について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	341	担保債権について(照会、回答)	地方団体が差し押さえた不動産の担保債権を調査するため、抵当権を設定した金融機関に照会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		地方団体が差押執行を予定する不動産について、銀行が抵当権を設定している場合があり、地方団体が換地しても配当が自地方団体に回らないことが考えられるため、差押前に調査が必要となるケースが考えられるため、作成した。						No340と同様。
内部	342	電話加入権・賃権原簿について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	343	電話加入権・賃権原簿について(照会、回答)	電話加入権について、NTTに照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		地方団体が差押執行を予定する電話加入権について、すでに差押が入っているか、現在の価値価値はいくらか、等の情報の収集が必要となるため、作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・使用頻度が低いと考えられるため						
内部	344	実態調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	345	実態調査について(照会、回答)	他の執行機関の滞納整理状況を照会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		滞納処分/執行停止に向けて、実態調査する際に用いられる他地方団体に転出した滞納者(個人)の現況(勤務先、所得、財産等)を把握し、適切な滞納処分/執行停止を行うために必要となるため作成した。 実態調査の回答は、他地方団体から実態調査を受けた際の回答としても用いることができるよう、備考欄に確認した。						
外部	346	実態調査について(法人)(照会、回答)	法人の滞納者について、他の執行機関の滞納整理状況を照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		滞納処分/執行停止に向けて、実態調査する際に用いられる他地方団体に転出した滞納者(法人)の現況(勤務先、所得、財産等)を把握し、適切な滞納処分/執行停止を行うために必要となるため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・法人の実態調査は使用頻度が個人の比較して低く、地方団体によって使用に差があるため						
内部	347	実態調査回答書(個別問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		回答書は、No.345「実態調査について(照会、回答)」の回答様式で行うこととする。						
内部	348	クレジット加盟店等の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
内部	349	売掛債権等調査票(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	350	売掛債権等調査票(照会、回答)	滞納者の売掛金を調査するため、取引先に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		滞納者(法人等)が売掛金を有する場合、取引先に対し、売掛金額の調査に必要なため、作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	351	診療報酬の支払いに関する調査(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	352	診療報酬の支払いに関する調査(照会、回答)	滞納者の診療報酬を調査するため、病院等に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		滞納者が医師の場合、所属する医療機関に対し、医療保険から医療機関に支払われる診療報酬の調査に必要なため、作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	353	年金担保貸付状況について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	354	年金担保貸付状況について(照会、回答)	年金担保貸付を調査するため、福祉医療機関に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		独立行政法人福祉医療機構に対し、滞納者が年金受給者で、かつ、年金担保貸付を受けている場合、年金から差し引かれて返済される。その場合、差押が困難となるため、いつ返済が終了するかを確認するために必要となるため、作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	355	小規模企業共済契約について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	356	小規模企業共済契約について(照会、回答)	小規模共済について調査するため、中小機構に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、小規模企業共済番号、解約返戻金額、満期日等の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	357	相続放棄・限定承認の申述の有無等について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	358	相続放棄・限定承認の申述の有無	滞納者の相続放棄の状況について調査するため、裁判所に照会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		裁判所に対し、滞納者の相続放棄、限定承認の現況調査が必要となるため作成した。 相続放棄されている場合、執行停止(即時消滅)の対応が求められる等、調査が必要であるため必須とした。						
内部	359	相続財産管理人の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	360	相続財産管理人の調査について(照会、回答)	滞納者の相続財産管理人の選任の有無を調査するため、裁判所に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		死亡した滞納者について、相続財産管理人が選任されていた場合、今後の納付などは相続財産管理人の手で行われるため、調査が必要である。裁判所に対し、相続財産管理人が選任されているか確認するために作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	361	家賃の賃貸借契約内容について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	362	家賃の賃貸借契約内容について(照会、回答)	滞納者の賃貸借契約(賃料、支払日、支払方法等)について調査するため、不動産の貸主に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		滞納者住居の賃貸人に対し、滞納者の賃貸借契約(賃料、支払日、支払方法等)の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	363	賃貸借中の家賃について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	-	-	代替不可								
外部	364	賃貸借中の家賃について(照会、回答)	滞納者の個人情報(電話番号、勤務先)について、不動産賃貸借契約相手に照会する帳票		実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		滞納者住居の賃貸人に対し、個人情報(電話番号、勤務先等)の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 (仮称)	用紙 (外帳帳票)	用紙サイズ (外帳帳票)	代替頁 (内帳帳票)	備考	案件の考案方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
												2025までの 実装	オプション オン	滞納限定			
内部	365	自動車登録の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 自動車登録の調査に関する帳票について、現状対応していないペ ンダーが複数います。これらの帳票については、過去の町にて必須と 回答いただいた構成員が6/7団体あるため、「実装すべき帳票」として いますが、ペンダーの対応状況を踏まえ、「実装しなくても 良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	366	自動車登録の調査について(都道府県税事務所 (照会、回答)	滞納者の自動車税を調査するため、都道府県税事 務所に照会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		都道府県税事務所に対し、自動車の車種、排気量等の調査に必要なため作成した。 自動車は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。	要確認	検討	No365と同様。			
外部	367	自動車登録の調査について(運輸支局)(照会、 回答)	滞納者の自動車税を調査するため、運輸支局に照 会する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		運輸支局に対し、自動車の車種、排気量等の調査に必要なため作成した。 自動車は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。	要確認	検討	No365と同様。			
外部	368	自動車登録の調査について(照会)(問い合わせ)	軽自動車を差押する前に、軽自動車検査協会宛に照 会する際利用する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	369	自動車登録の調査について(照会・回答)	軽自動車を差押する前に、軽自動車検査協会宛に照 会する際利用する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	370	宅建保証分組金の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	371	宅建保証分組金の調査について(照会、回答)	宅建決済業務保証分組金を調査するため、供託先 に照会する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		法務局に対し、宅建決済業務保証分組金の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	372	在所期間の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	373	在所期間の調査について(照会、回答)	刑務所等在所期間を調査するため、刑務所等に照 会する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		警視庁刑務所に対し、在所期間の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	374	職務状況の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	375	職務状況の調査について(照会、回答)	刑務所等職務先、職務状況を調査するため、刑務 所等に照会する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		矯正管区に対し、職務先、在所証明書交付等の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	376	児童手当口座の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	377	児童手当口座の調査について(照会、回答)	滞納者の児童手当口座を調査するため、地方団体 に照会する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		地方団体に対し、児童手当の振込口座の調査に必要なため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・預貯金照会により受給の事実が判明することも多く、利用頻度は多くないため						
内部	378	確定申告閲覧申請書(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	379	確定申告閲覧申請書	確定申告の資料を閲覧するため、税務署に申請す る帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		税務署に対し、確定申告閲覧申請に必要であるため、作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	380	固定資産税図面の調査について(照会)(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	381	固定資産税図面の調査について(照会、回答)	固定資産税の課税客体の開取りを確認する図面を 調査するため、地方団体に申請する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		地方団体に対し、固定資産税の課税客体の開取りを確認する図面を調査する必要があるため作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	382	照会前住所一覧(個別調査)	各調査対象の滞納者の、現住所以前の住所リスト		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		各種照会文書において、自地方団体で把握する現在の住所と、照会先が把握する住所が異なっている場合 がある。地方団体で把握する住所を複数記載のほって記載することで、本人の特定がしやすくなること から必要とした。 対象となる納税義務者の住所が一覧化されて記載されれば良いため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないペ ンダーが複数います。本帳票 については、過去の町にて必須と回答いただいた構成員が6団体 いたため「実装すべき帳票」としておりましたが、ペンダーの対応状 況を踏まえ「実装しなくてもよい帳票」に変更してもよろしいで しょうか。			
内部	383	外国人登録原簿及び出入国記録等の交付につ いて(問い合わせ)	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	384	外国人登録原簿及び出入国記録等の交付につ いて(申請)	外国人登録原簿及び出入国記録等を調査するた め、入国管理局宛てに申請する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-								
内部	385	組合員等の持分の払戻等請求の予告決裁書※決 裁用	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	386	組合員等の持分の払戻等請求の予告※組合等 用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請 求の予告を行う際、組合等に送付する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		差し押えた持分の払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会員について、戻還可能 であり、かつ持分の一部払い戻しができる場合、それら組合等に対し、払い戻しの請求を予告する必要 があることから作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	387	組合員等の持分の払戻等請求の予告※権利者 用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請 求の予告を行う際、権利者に送付する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		差し押えた持分の払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会員について、戻還可能 であり、かつ持分の一部払い戻しができる場合、権利者に対し、払い戻しの請求を予告する必要がある ことから作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	388	組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書※保 管用	控えとして保管する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可					No14と同様。			
内部	389	組合員等の持分の払戻等請求決裁書※決裁 用	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	390	組合員等の持分の払戻等請求※組合等 用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請 求を行う際、組合等に送付する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		差し押えた持分の払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会員について、戻還可能 であり、かつ持分の一部払い戻しができる場合、それら組合等に対し、払い戻しを請求する必要がある ことから作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
外部	391	組合員等の持分の払戻等請求※権利者 用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請 求を行う際、権利者に送付する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		差し押えた持分の払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会員について、戻還可能 であり、かつ持分の一部払い戻しができる場合、権利者に対し、払い戻しを請求する必要があること から作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	392	組合員等の持分の払戻等請求※保管 用	控えとして保管する帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可					No14と同様。			
内部	393	生命保険解約請求決裁書※決裁 用	決裁用の決裁書		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	-	-	代替不可								
外部	394	生命保険解約請求通知書	差押えた生命保険の解約請求書の送付を依頼する 際の帳票		実装しなくても 良い	実装しなくても 良い	汎用紙	-	-		差押執行中の生命保険について、解約を行う場合、生命保険会社に対し、解約権の行使を通知する必要 があることから作成した。 以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため						
内部	395	納期限変更告知書※決裁 用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可								
外部	396	納期限変更告知書	納期限を変更する際に、滞納者に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		繰上徴収の納期限変更に伴い必要となるため作成した。印字項目、レイアウトは、地方税法施行規則第2 号様式(個人住民税用)をもとに作成している。(全税目共通)	要確認	検討				

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 (名称)	用紙 (外帳票)	用紙サイズ (外帳票)	代替頁 (内帳票)	備考	案件の考案方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	〇市意見
												2025までの 実装	オープン オン	滞納限定			
内部	397	相続(連帯納税義務、第二次納税義務)による納税義務承認決定書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認					
外部	398	相続(連帯納税義務、第二次納税義務)による納税義務承認通知書	納税義務承認について、相続人(連帯納税義務者、第二次納税義務者)に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
内部	399	相続(連帯納税義務、第二次納税義務)による納税義務承認変更決定書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 相続による納税義務承認変更に関する帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。これらの帳票については、過去の町にて必須と回答いただいた構成員が5/7団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	400	相続(連帯納税義務、第二次納税義務)による納税義務承認変更通知書	納税義務承認金額を変更する際に、相続人(連帯納税義務者、第二次納税義務者)に送付する帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-	相続人は複数名記載できること	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認	検討	No399と同様。			
内部	401	商業登記簿の交付申請(個別用)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 商業登記簿の交付申請に関する帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。これらの帳票については、過去の町にて、ベンダー3社が実装していることから「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	402	登記事項証明書交付申請書(会社法人用)	商業登記簿の申請書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-			要確認	検討	No401と同様。			
内部	403	不動産登記簿の交付申請(個別用)	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認	検討	【確認】 不動産登記簿の交付申請に関する帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。これらの帳票については、過去の町にて、ベンダー3社が実装していることから「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	404	登記事項証明書交付申請書(不動産用)	不動産登記簿の申請書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-			要確認	検討	No403と同様。			
外部	405	(差押)登記簿(不動産)	差押の登記を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の差押を実際に執行するには、法務局に対し登記の届出を行う必要があるため作成した。	要確認					
外部	406	(差押)登記原因証明情報(不動産)	登記簿に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-	本帳票でなく、差押簿を登記簿に添付する運用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認					
外部	407	(参加差押)登記簿(不動産)	参加差押の登記を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の参加差押を実際に執行するには、法務局に対し登記の届出を行う必要があるため作成した。本帳票はNo.405と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	408	(参加差押)登記原因証明情報(不動産)	登記簿に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-	本帳票でなく、No83「参加差押簿」を登記簿に添付する運用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認					
外部	409	(差押)登記簿(所有権登記名義人表示変更)	差押に伴う所有権登記名義人表示変更を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		差押中の不動産について、登記上の所有者の住所移転等、登記名義人を変更する場合があるため作成した。なお、添付書類には住民票等の関連資料を添付することで、法務局に対し名義人表示変更の届出を示すこととなる。	要確認					
外部	410	(参加差押)登記簿(所有権登記名義人表示変更)	参加差押に伴う所有権登記名義人表示変更を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		参加差押中の不動産について、登記上の所有者の住所移転等、登記名義人を変更する場合があるため作成した。なお、添付書類には住民票等の関連資料を添付することで、法務局に対し名義人表示変更の届出を示すこととなる。本帳票はNo.409と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	411	(差押)登記簿(所有権登記名義人表示更正)	差押に伴う所有権登記名義人表示更正を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の差押について、登記上の「権利者その他の事項」における、所有者の誤り等、登記名義人を変更する場合があるため作成した。なお、添付書類には戸籍情報等の関連資料を添付することで、法務局に対し名義人表示変更の届出を示すこととなる。	要確認					
外部	412	(参加差押)登記簿(所有権登記名義人表示更正)	参加差押に伴う所有権登記名義人表示更正を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の参加差押について、登記上の「権利者その他の事項」における、所有者の誤り等、登記名義人を変更する場合があるため作成した。なお、添付書類には戸籍情報等の関連資料を添付することで、法務局に対し名義人表示変更の届出を示すこととなる。本帳票はNo.411と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	413	(差押)登記簿(所有権移転)(相続)	差押に伴う相続による所有権移転を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の差押について、当初の登記上の所有者の死亡に伴い、所有権の移転が発生した場合に、「権利者その他の事項」における所有権情報を変更する場合があるため作成した。なお、添付書類には戸籍情報等の関連資料を添付することで、法務局に対し名義人表示変更の届出を示すこととなる。	要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。本帳票については、過去の町にて、ベンダー3社が実装していることから「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	414	(差押)登記簿(所有権移転)(相続以外)	差押に伴う相続によらない所有権移転を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の差押について、財産分与や贈与に伴い、所有権の移転が発生した場合に、「権利者その他の事項」における所有権情報を変更する場合があるため作成した。なお、添付書類には戸籍情報等の関連資料を添付することで、法務局に対し名義人表示変更の届出を示すこととなる。本帳票はNo.409と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。本帳票については、過去の町にて必須と回答いただいた構成員が4/6団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	415	登記原因証明情報(所有権移転関係)	登記簿に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登記簿を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。本帳票はNo.406と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。本帳票については、過去の町にて必須と回答いただいた構成員が5/6団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	416	(差押解除)登記簿(不動産)	差押解除の登記を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の差押解除を実際に執行するには、法務局に対し登記の届出を行う必要があるため作成した。	要確認					
外部	417	(差押解除)登記原因証明情報(不動産)	登記簿に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-	本帳票でなく、差押解除通知書を登記簿に添付する運用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認					
外部	418	(参加差押解除)登記簿(不動産)	参加差押解除の登記を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		不動産の参加差押解除を実際に執行するには、法務局に対し登記の届出を行う必要があるため作成した。本帳票はNo.416と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認					
外部	419	(参加差押解除)登記原因証明情報(不動産)	登記簿に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-	本帳票でなく、参加差押解除通知書を登記簿に添付する運用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認					
外部	420	登記簿(猶予権当座設定)	猶予に伴う権当座設定を行う帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		各種簿について、簿籍者、保証人が担保として不動産を提供する可能性がある。その際、地方団体が抵当権設定の登記を行い、換領を行うことから、法務局に対し、登記簿の届出が必要となるため、作成した。	要確認	検討	【確認】 猶予による権当座の設定及びその解除に関する帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。これらの帳票については、過去の町にて、ベンダー3社が実装していることと過半数以上の構成員から必須と回答いただいたことから「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。			
外部	421	登記原因証明情報(猶予担保権設定)	登記簿に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登記簿を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認	検討	No420と同様。			

利用 区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	運用版	帳票の種類 （名称）	用紙 （外装帳票）	用紙サイズ （外装帳票）	代替言語 （内部帳票）	備考	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
											2025まで の実装	オープン オン	滞納限定			
外部	422	登記嘱託書（猶予抵当権設定）（登記抹消）	猶予に伴う抵当権設定登記抹消を行う嘱託書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		各種猶予について、滞納者、保証人が担保として不動産を提供する場合は、その際、地方団体が抵当権設定の登記を行い、換領を行うことから、法務局に対し、登記嘱託書の提出が必要となるため、作成した。	要確認	検討	No420と同様。		
外部	423	登記原因証明情報（猶予担保権設定解除）	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登記嘱託を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認	検討	No420と同様。		
外部	424	登記嘱託書（公売）（売却決定）	公売に伴い、差押登記を抹消する登記の嘱託書	売却決定通知	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		公売の売却決定について、滞納者から買受主に所有権が変更する際、地方団体が差押登記の抹消を行う必要があることから、法務局に対し、登記嘱託書の提出が必要となるため、作成した。	要確認	検討	【確認】 公売による登記抹消に関する帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。これらの帳票については、過去のWにて必須と回答いただいた構成員が4/7団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		
外部	425	登記原因証明情報（公売）（売却決定）	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	売却決定通知	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登記嘱託を行う場合、登記の原因を示す必要がある。示された登記原因は、登記簿上の「登記の目的」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認	検討	No424と同様。		
外部	426	登記嘱託取下書	登記嘱託を取り下げる帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登記嘱託に誤りがある場合、法務局に対し、登記を取り下げの必要があるため作成した。	要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。本帳票については、過去のWにて必須と回答いただいた構成員が4/7団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		
外部	427	（差押）登録嘱託書（自動車）	自動車の差押における登録嘱託書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		自動車の差押を実行するには、運輸支局に対し登録の嘱託を行う必要があるため作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR様式をもとに作成するため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	【確認】 自動車の差押/差押解除・参加差押/参加差押解除による登録登録に関する帳票について、現状対応していないベンダーが複数います。これらの帳票については、過去のWにて必須と回答いただいた構成員が半数以上いることや、国土交通省Wに掲載される、OCR様式で登録嘱託する自治体と、これらの帳票で登録嘱託する自治体の両方が考えられるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		
外部	428	（差押）登録の目的等（自動車）	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登録嘱託を行う場合、登録の原因を示す必要がある。示された登録原因は、登録事項等証明書上の「登録の種別」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。	要確認	検討	No427と同様。		
外部	429	（参加差押）登録嘱託書（自動車）	自動車の参加差押における登録嘱託書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		自動車の参加差押を実行するには、運輸支局に対し登録の嘱託を行う必要があるため作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR様式をもとに作成するため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	No427と同様。		
外部	430	（参加差押）登録の目的等（自動車）	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登録嘱託を行う場合、登録の原因を示す必要がある。示された登録原因は、登録事項等証明書上の「登録の種別」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。 本帳票はNo.428と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No427と同様。		
外部	431	（差押解除）登録嘱託書（自動車）	自動車の差押解除における登録嘱託書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		自動車の差押解除を実行するには、運輸支局に対し登録の嘱託を行う必要があるため作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR様式をもとに作成するため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	No427と同様。		
外部	432	（差押解除）登録の目的等（自動車）	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登録嘱託を行う場合、登録の原因を示す必要がある。示された登録原因は、登録事項等証明書上の「登録の種別」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。 本帳票はNo.428と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No427と同様。		
外部	433	（参加差押解除）登録嘱託書（自動車）	自動車の参加差押解除における登録嘱託書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		自動車の参加差押解除を実行するには、運輸支局に対し登録の嘱託を行う必要があるため作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR様式をもとに作成するため、印字項目を作成していない。	要確認	検討	No427と同様。		
外部	434	（参加差押解除）登録の目的等（自動車）	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		登録嘱託を行う場合、登録の原因を示す必要がある。示された登録原因は、登録事項等証明書上の「登録の種別」に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。 本帳票はNo.428と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	要確認	検討	No427と同様。		
内部	435	納付誓約書※決裁用	決裁用の決裁書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可		-	要確認	検討	【確認】 本帳票について、納付誓約書を複写したものを使用する運用を想定しているベンダーがいます。上記運用を認めることを、慎重に確認してよろしいでしょうか。		
外部	436	納付誓約書	納付誓約書の帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		滞納者との分納納付、納付約束において、債務を承認いただく場合、書面での提出を求める運用が一般的である。 印字項目については、約束した納付日、納付がなかった場合に予定する滞納処分等を記載される。 滞納者が内容を理解したうえで提出し、地方団体が保管する必要があるため、作成した。	要確認				
外部	437	納付計画書	納付誓約の計画概要		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		納付誓約において、具体的に約束した納付日、納付回数、各回ごとの金額等、計画の詳細を記載した帳票を通知する運用が一般的であるため、作成した。	要確認				
外部	438	納付計画明細書	納付誓約の計画明細		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		納付計画において、各回ごとの金額が、どの科目、類別にいくら入金されるかの詳細を記載した帳票を通知する運用が一般的であるため、作成した。	要確認				
外部	439	不在者連絡票	訪問端戸時、不在の場合に投函する帳票	訪問徴収対象者	実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認				
外部	440	催告書（差押え言及無）	差押えに言及していない催告書	地方団体により条件が異なるが、差押に至らないと判断した対象者	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		催告書の種類として定義する。 滞納者に対し、納付を催告するための帳票である。 滞納者が滞り、滞納額が減少の場合、滞納が継続すれば滞納処分に進むことを記載せずとも、納付されるケースが多い。 そのため、差押について言及しない催告書を作成した。	要確認				
外部	441	催告書（差押え言及無）	差押えに言及していない催告書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（圧着はがき）	-	-		催告書の種類として定義する。 滞納者に対し、納付を催告するための帳票である。 滞納者が滞り、滞納額が減少の場合、滞納が継続すれば滞納処分に進むことを記載せずとも、納付されるケースが多い。 そのため、差押について言及しない催告書を作成した。 また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体によって使用頻度に差があるため					
内部	442	催告書引抜きリスト（差押え言及無）	一斉催告時の引き抜き対象のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可		-	要確認	検討	【確認】 催告書引抜きリストについて、現状対応していないベンダーが複数います。本帳票については、全国意見照会にて、「引き抜きリストがない場合、一括催告時の確認作業が膨大になるため。」といった意見を受理したことから「実装すべき帳票」としていましたが、ベンダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。		

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用版	帳票機能版 (名称)	用紙 (外帳票)	用紙サイズ (外帳票)	代替用紙 (内帳票)	備考	案件の考え方・理由	再設計フラグ			対応方針	その他意見対応方針	〇市意見
												2025までの 実装	オープン	滞納限定			
外部	443	催告書(差押え書及有)	差押えに書及している催告書	地方団体により条件が異なるが、差押に至ると判断した対象者	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		催告書の一環として定義する。滞納者に対し、納付を催告するための帳票である。滞納額が中長期にわたる。あるいは、滞納額が多額の場合、滞納が継続すれば滞納部分に進むことを記載することで、納付されるケースが多い。また、納付しなければ滞納処分する、と書面で明示することで、後の滞納処分の際、後の滞納部分の円滑な対応につながることも多い。そのため、差押について書及した催告書を作成した。	要確認					
外部	444	催告書(差押え書及有)	差押えに書及している催告書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-		催告書の一環として定義する。滞納者に対し、納付を催告するための帳票である。滞納額が多額の場合、滞納が継続すれば滞納部分に進むことを記載することで、納付されるケースが多い。また、納付しなければ滞納処分する、と書面で明示することで、後の滞納処分の際、後の滞納部分の円滑な対応につながることも多い。そのため、差押について書及した催告書を作成した。また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため						
内部	445	催告書引抜きリスト(差押え書及有)	一斉催告時の引き抜き対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認	検討	No442と同様。			
外部	446	分納不履行通知書	分納納付が不履行となった際に通知する催告書 分納不履行通知書に記載される滞納明細の明細は、任意の分納納付計画の明細が掲載されること	分納納付不履行 不履行回数	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		催告書の一環として定義する。分納納付中の滞納者に対し、分納納付が不履行となったため、急ぎ納付を催告するための帳票である。本帳票送信後に納付があれば分納納付を継続する場合や、本帳票送信時点で分納納付計画は破棄されたことみなし、滞納部分に移る場合もあるなど、地方団体によって運用に差異がある。しかし、この運用であっても、本帳票を送付する運用自体は一般的であるため、作成した。	要確認					
内部	447	分納不履行通知一覧	「分納不履行通知書」の発送者リスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認	検討				
外部	448	分納不履行通知書	分納納付が不履行となった際に通知する催告書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-		催告書の一環として定義する。分納納付中の滞納者に対し、分納納付が不履行となったため、急ぎ納付を催告するための帳票である。本帳票送信後に納付があれば分納納付を継続する場合や、本帳票送信時点で分納納付計画は破棄されたことみなし、滞納部分に移る場合もあるなど、地方団体によって運用に差異がある。しかし、この運用であっても、本帳票を送付する運用自体は一般的であるため、作成した。また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため						
外部	449	差押予告書	差押直前の催告書	地方団体により条件が異なるが、差押直前の対象者	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		催告書の一環として定義する。地方団体の財産調査で、差押可能な財産が判明した場合に、差押直前の最終催告として送付する運用が多い。本帳票は「催告書(差押え書及有)」よりも具体的に、具体的な差押財産についても書及する運用が多い。これにより、後の滞納部分の円滑な対応につながることも多い。そのため、差押を予告する催告書を作成した。また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため	要確認					
外部	450	差押予告書	差押直前の催告書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-		催告書の一環として定義する。地方団体の財産調査で、差押可能な財産が判明した場合に、差押直前の最終催告として送付する運用が多い。本帳票は「催告書(差押え書及有)」よりも具体的に、具体的な差押財産についても書及する運用が多い。これにより、後の滞納部分の円滑な対応につながることも多い。そのため、差押を予告する催告書を作成した。また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため						
外部	451	差押財産の公表について(予告)	差押財産の公表直前の催告書	地方団体により条件が異なるが、差押中の財産の公表直前の対象者	実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	要確認					
外部	452	差押財産の公表について(予告)	差押の公表直前の催告書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-		催告書の一環として定義する。現在差押中の財産について、公表に付す直前の最終催告として送付する運用が多い。本帳票の送付とともに、適切な分納納付計画の策定や一括完納が見込めない場合、地方団体は公表を以て滞納部分の明細を把握することとなる。本帳票を送付することで、後の滞納部分の円滑な対応につながることも多い。そのため、公表を予告する催告書を作成した。また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため						
外部	453	滞納市税の面談通知書	地方団体への来庁に書及する催告書	地方団体により条件が異なるが、一度対面にて折衝すべき対象者	実装しなくても良い	実装しなくても良い	汎用紙	-	-		催告書の一環として定義する。地方団体によっては、来庁してもらい納付誓約を行う場合がある。その場合、納付の催告をするのではなく、面談の予定を伝えて来庁してもらう必要があるため作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため						
外部	454	滞納市税の面談通知書	地方団体への来庁に書及する催告書		実装しなくても良い	実装しなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-		催告書の一環として定義する。地方団体によっては、来庁してもらい納付誓約を行う場合がある。その場合、納付の催告をするのではなく、面談の予定を伝えて来庁してもらう必要があるため作成した。また、地方団体によっては、催告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアウトソースするケースが考えられるため、作成した。以下の理由で実装しなくても良い帳票とした。*地方団体によって使用頻度に差があるため						
外部	455	延滞金請求書(差押え書及無)	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-		催告書の一環として定義する。本仕様書上に定義した催告書だけでは、文面に柔軟性がなく、個別の滞納者の事情を斟酌した記載ができない。そこで、催告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文章を自由に作成できる催告書が必要となるため、作成した。	要確認					

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用版	既定帳簿 (登録)	用紙 (外帳帳票)	用紙サイズ (外帳帳票)	代替言語 (内帳帳票)	備考	再設計フラグ			対応方針	その他意見対応方針	〇市意見
											2025までの 実装	オプション	滞納限定			
外部	456	延滞金請求書(差押え書及無)	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知	地方団体により条件が異なるが、差押に至らないと判断した対象者(延滞金のみ滞納)	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-							
外部	457	延滞金請求書(差押え書及有)	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知	地方団体により条件が異なるが、差押に至ると判断した対象者(延滞金のみ滞納)	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-			要確認				
外部	458	延滞金請求書(差押え書及有)	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知	地方団体により条件が異なるが、差押に至ると判断した対象者(延滞金のみ滞納)	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-							
外部	459	フリー報告書	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書	実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-			要確認				
外部	460	フリー報告書	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-							
外部	461	フリー報告書(納付書あり)	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙(圧着はがき)	-	-							
外部	462	送付状	窓あき封筒用の宛先が記載された帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-			要確認				
内部	463	不納欠損決議書※法裁用	法裁用の決議書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認				
内部	464	不納欠損対象リスト	不納欠損者のリスト 予定と欠損後の比較ができること 個人情報、欠損情報等が記載される		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認		【事務局】(デジタル庁ネガチェック_No464) 帳票概要の「欠損情報」を「不納欠損情報」に修正する。		
内部	465	不納欠損集計表	不納欠損部分の対象者、法令、税目、欠損金額等を一覧化した集計表 欠損情報等が記載される		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認		【事務局】(デジタル庁ネガチェック_No465) 帳票概要の「欠損情報」を「不納欠損情報」に修正する。		
内部	466	滞納整理票	滞納者の基本情報(氏名、住所等)、世帯構成員、滞納額合計、過去の折衝記録等を1枚のカードとしてまとめた帳票		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認		【事務局】(デジタル庁ネガチェック_No466) 帳票概要に記載の内容について、以下修正を行う。 ・滞納者の基本情報(氏名、住所等)→滞納者の個人情報 ・滞納額合計→滞納明細情報 ・過去の折衝記録記事→交渉経過項目		
内部	467	経過詳細一覧	交渉経過を時系列に記載した一覧		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可							
外部	468	滞納明細	滞納者の滞納期別の明細書		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	-			要確認				
外部	469	財産目録	財産情報が記載された目録		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-							
内部	470	送達一覧	複数の送付先に送付する場合の送付先のリスト		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可							

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	通常版	簡易帳票版 （名称）	用紙 （外帳帳票）	用紙サイズ （外帳帳票）	代替頁 （内部帳票）	備考	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	○市意見
											2025までの 実装	オプション	滞納指定			
外部	471	対象者名簿	一括照会における同一の照会先・他団体からの実態調査に対する回答先について、照会する滞納者を一覧化した帳票		実装すべき	実装すべき	汎用紙	-	-		以下の帳票の種類別において、対象者のデータをまとめて記載する一頁であり、どのようなレイアウトでも問題ないため、印字項目のみ定義する。 <帳票の種類別> 各種一括照会、実態調査回答	要確認				
内部	472	延滞金計算内訳書	延滞金の計算過程の内訳書		実装すべき	実装すべき	-	-	代替不可			要確認				
内部	473	給与等の差押金額計算書（月払い給与計算例）	差押えた給与等の取立可能額計算書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可							
内部	474	年金の差押金額計算書	差押えた年金の取立可能額計算書		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可							
内部	475	滞効完成一覧表	滞効完成者のリスト 個人情報、滞効情報等が記載される	滞効年月日期間指定 滞効予定年月日期間指定 本取・延滞金の有無 執行停止の有無 納税通知書番号 執行停止年月日期間指定 執行停止予定年月日期間指定	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可	期間指定で滞効予定者についても含めて抽出できる						
内部	476	執行停止集計表	執行停止の件数 個人情報、執行停止情報等が記載される 任意の期間を指定して出力できること		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可							【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo476） 帳票概要について、以下修正を行う。 ・執行停止予定年月日期間指定一削除 ・予定年月日は、執行停止年月日の期間指定ができれば、あえて新規に設けるべき項目ではないため 帳票印字項目について、以下修正を行う。 ・決定日→執行停止年月日
内部	477	督促手数料・延滞金未納集計表	督促手数料、延滞金の未納分を課年度、税別ごとに一覧化した集計表		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	478	未納ランク別集計表	未納ランク別の人数や未納額等の集計表		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo478） 帳票概要に記載の「未納ランク」を「滞納者区分（ランク）」に修正する。
内部	479	収納一覧表	納付日、税目、担当者等で対象者の収納額を抽出し、一覧化した集計表		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	480	年度別固定収納集計表	指定した年度、税目ごとの固定額、収納済額等を一覧化した帳票	課年度 課税年度 税目	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo480） 帳票概要に記載の「収納済額」を「収納額」に修正する。
内部	481	収納額集計表	毎月の収納件数、収納金額等を一覧化した帳票	月次	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo481） 帳票概要に記載の「収納金額」を「収納額」に修正する。
内部	482	滞納一覧表	滞納者ごとの滞納額の詳細、会計、税目、期別、年度ごとに一覧化したリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	483	滞納区分集計表	滞納者ごとの差押財産、滞納税額、換価額等を一覧化した集計表		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo483） 帳票概要に記載の「換価額」を「受入金額」に修正する。
内部	484	差押集積一覧表	現在差押中の財産、差押件数、差押対象の税目などを一覧化したリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	485	処分後収納額一覧表	差押財産ごとの差押対象期別の金額、収納額等を一覧化したリスト 収納済みの対象期別について要解除分が判別できるよう表示を行うこと		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	486	滞納要因別集計表	該当の人数や滞納額の割合、合計額等を一覧化したリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo486） 帳票タイトルを「滞納要因別集計表」から「滞納区分別集計表」に修正する。
内部	487	滞納要因別未納者一覧	滞納要因ごとに抽出した未納者を一覧化したリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo487） 帳票タイトルを「滞納要因別未納者一覧」から「滞納要因別未納者一覧」に修正する。
内部	488	滞納者一覧表	滞納者を抽出し、滞納金額合計などを一覧化したリスト 金額を範囲指定できること		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	489	滞納者一覧集計表	担当者ごとに滞納者を抽出し、滞納合計、執行停止金額等を集計したリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo489） 帳票概要を以下の通り修正する。 「担当者ごとに滞納者を抽出し、滞納合計、執行停止金額等を集計したリスト」 →「担当者ごとに滞納者を抽出し、滞納額、合計額、執行停止期別の滞納額を集計したリスト」
内部	490	調査予定一覧表	財産調査予定者について、照会先で抽出した対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	491	照会状況一覧表	財産調査者について、照会先で抽出した対象者のリスト 照会先グループ、照会先、滞納者ごと 等で抽出できること		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認	検討			
内部	492	追加処分一覧表	既に処分を行っている滞納者に、新たに滞納が発生している場合、追加処分候補として抽出した対象者リスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認	検討			
内部	493	収納対象者一覧表	収納日を指定して、滞納者ごとに収納税目、収納額等を一覧化したリスト	日付指定	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	494	未折衝未収納者一覧表	折衝履歴、収納履歴がない対象者のリスト	折衝履歴の期間指定 収納有無の期間指定	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo494） 帳票概要に記載の「折衝履歴」を「交渉経過履歴」に修正する。
内部	495	催告対象者確認一覧表	催告書を出した対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	496	除外者確認一覧表	催告書出力前に除外設定した対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	497	催告不可一覧表	催告書発行不可の対象者リスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo497） 帳票名称「催告不可一覧表」を「催告書発送停止者一覧」に修正する。 帳票概要に記載の「催告書発行不可」を「催告書における発送停止情報」に修正する。
内部	498	分納誓約リスト	分納誓約日等を指定して抽出した、分納誓約者の対象者リスト	分納誓約日付指定	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				【事務局】（デジタル庁ネガチェックNo498） 帳票概要に記載の「分納誓約日」を「誓約日」に修正する。 主な出力条件に記載の「分納誓約日付指定」を「誓約日付指定」に修正する。
内部	499	分納誓約履行状況一覧表	分納誓約の履行状況のリスト	分納履行状況指定	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	500	一括発行明細	分割納付者に発行した分割納付書の明細書		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	501	不履行対象者一覧表	分納誓約の不履行者リスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				
内部	502	分納要解除一覧表	分納誓約が終了し、解除の必要がある対象者リスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認	検討			
内部	503	公売実績リスト	公売に付された財産、件数などを記載したリスト	公売期間指定	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認	検討			
内部	504	徴収猶予一覧表	徴収猶予中の対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可							
内部	505	徴収猶予終了者一覧表	徴収猶予を終了した対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可							
内部	506	換価猶予一覧表	換価猶予中の対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可							
内部	507	換価猶予終了者一覧表	換価猶予を終了した対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可							
内部	508	死亡者一覧表	死亡対象者のリスト		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可			要確認				



利用 区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用態	期定機能 (登録)	用紙 (外帳票)	用紙サイズ (外帳票)	代替用紙 (内帳票)	備考	案件の考案方・理由	再検討フラグ			対応方針	その他意見対応方針	〇市意見		
												2025まで の実装	オープン	滞納限定					
内部	509	執行停止一覧表	執行停止中の対象者のリスト 決定情報、執行停止情報を記載する		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可										
内部	510	欠損対象一覧表	本納欠損の対象者/除外者の対象者リスト 決定情報、欠損情報を記載する		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認						
内部	511	重複リスト	異なる宛先番号で、氏名、住所、生年月日等が同一の人物を出力するリスト	重複項目(住所、氏名などの個人情報)	実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認						
内部	512	財産一覧表	財産が判明している滞納者について、財産の種類、財産状況(調査済、処分中、処分解除等)を一覧化した帳票		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認						
内部	513	状況対象者一覧	個人情報、調定額、収納額、滞納額を一覧化した帳票		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないペナダーが複数あります。本帳票については、過去の訂正にて必須と回答いただいた構成員が4/6団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ペナダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。				
内部	514	処分異動履歴照会	滞納者の処分異動履歴(督促状発送等)を、別記ごとに一覧化した帳票		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認	検討	【確認】 本帳票について、現状対応していないペナダーが複数あります。本帳票については、過去の訂正にて必須と回答いただいた構成員が4/6団体あるため、「実装すべき帳票」としていましたが、ペナダーの対応状況を踏まえ、「実装してもしなくても良い帳票」に変更してもよろしいでしょうか。	【事務局】(デジタル庁ネガチェックNo514) 帳票概要に記載を以下の通り修正する。 「滞納者の処分異動履歴(督促状発送等)」を、別記ごとに一覧化した帳票 →「滞納者の滞納処分種類、処分理由を、別記ごとに一覧化した帳票」			
内部	515	納付履歴照会	滞納者の納付履歴を一覧化した帳票		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認						
外部	516	送達記録書	文書を地方団体職員が滞納者自宅等に直接送達したことを記録する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		滞納部分の期、発送でなく、徴収員が滞納者自宅等に直接送達する場合があります。作成した。以下の理由で実装してもしなくても良い帳票とした。 ・地方団体の規模によって使用頻度が異なるため		要確認						
外部	517	納付書	未納の税を納付するための納付書(再発行)様式のほか、コンビニ納付期限が記載されること タイトルには地方団体の名が出力されること		実装すべき	実装すべき	専用紙(マルチ ペイメント統一 様式)	-	-		マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドラインにおける標準帳票仕様書に準拠した様式としているが、Pay-easy(ペイジー)の導入は必須ではなく、自治体の運用に任せることとしている。 徴収書部分のレイアウトは、個人住民税・固定資産税と軽自動車税(車別納)の2パターンであり、軽自動車税(車別納)は継続検査用納付証明書を兼ねる。 法人住民税の納付書については、課税システムで定義した仕様とする。 当初試験の際は課税システムで出力し、再発行の際は収納管理システムから出力することを想定している。 なお、納付書一体型の督促状等は、圧差はがきを「実装してもしなくても良い機能」として定義しているが、専用紙との整合のため、帳票レイアウトを標準化対象としている。		要確認						【事務局】 納付書を出力する際、収納側での消込に必要となるため、機能要件上、出力した納付書毎の項目(一意に特定できる番号)を、収納側に連携する機能を追加する。
外部	518	払込取扱票	郵便局で、未納の税を納付するための取扱票		実装すべき	実装すべき	専用紙(払込取 扱票)	-	-				要確認						
外部	519	充当用納付書	差押財産を充当する際に使用する納付書 納付済通知書部分に差押日が出力されること		実装すべき	実装すべき	専用紙	不定形	-		配当計算後の充当処理において用いる。 納付済通知書部分に差押日が記載されることで、差押財産の取立のタイミングがわかることから、差押日を出している。 なお、徴収書部分のレイアウトは、収納管理システムで定義する。再発行納付書の徴収書と同一。		要確認					①【確認】(疑義事項No7) ペナダーより以下意見を受理しております。 「充当用納付書は、「外部帳票」と位置付けされていますが、弊社の認識は、配当時の充当情報を消込するための内部的帳票の認識でした。 外部としているのは、指定金融機関の方で納付書請求の委託をしている自治体様もあるので、外部ということになっている認識で問題ないでしょうか。」上記について、ペナダーからの意見を踏まえ、本帳票を内部帳票に変更してよろしいでしょうか。	
外部	520	徴収書	窓口で納付を受けた際に発行する徴収書 納税義務者、納税情報、納付方法、現年度・過年度別の内訳等が分かること		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		窓口で納付を受けた際に納税義務者へ徴収書を発行する必要があるが、必ずしもシステムから出力すべきものではないため、実装してもしなくても良い帳票としている。 収納管理システムで印字項目を定義するため、滞納管理システムでは印字項目を作成していない。		要確認					【事務局】(デジタル庁ネガチェックNo520) 帳票概要の記載を以下の様に修正する。 「窓口で納付を受けた際に発行する徴収書 納税義務者、納税情報、納付方法、現年度・過年度別の内訳等が分かること」 →「窓口で納付を受けた際に発行する徴収書 納税義務者、納付情報、現年度・過年度別の内訳等が分かること」	
内部	521	交渉経過一覧	応対者、日時、交渉内容、交渉結果、文字列等の抽出条件をもとに抽出した一覧		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可									【事務局】(デジタル庁ネガチェックNo521) 帳票概要を以下の様に修正する。 「応対者・日時・交渉内容・交渉結果・文字列等の抽出条件をもとに抽出した一覧」 →「応対者・日付・交渉方法・約束情報・内容等の抽出条件をもとに抽出した一覧」	
内部	522	復命書	窓口徴収等の入金額を集計し報告用に出力する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	代替不可										
内部	523	滞納処分時の滞納額内訳表	滞納処分時の滞納額の内訳を確認するための帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可										
内部	524	差押解除対象一覧	滞納処分している滞納者に対して納付がある等解除の必要がある対象者の一覧		実装すべき	実装すべき	-	-	EUCで代替可				要確認						
外部	525	手形取立依頼書	納付受託に係る約束手形の取立について、金融機関に依頼する帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	-	-		大規模な地方団体においては、納付受託の件数も多いことから、「実装してもしなくても良い帳票」として定義した。								
内部	526	証券受渡日計表	納付受託に係る約束手形の受け渡しについて、指定した日時における、現金化した金額等が記載される帳票		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可										
内部	527	充当集計表	配当計算後の充当先について、期間を指定し、充当先の期別(税目、現年・過年等)が記載される集計表	期間指定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可										
内部	528	対象者送付先一覧	収納管理システム側から連携される送付先情報があるものの対象者一覧	期間指定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可										
内部	529	税額変更リスト	期間を指定し、税額変更者情報と、税額変更前後の詳細が記載された帳票	期間指定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可										
内部	530	氏名・住所変更リスト	期間を指定し、氏名、住所変更者情報と、異動事由等の詳細が記載された帳票	期間指定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	EUCで代替可										